

第167号 交通安全だより



令和元年7月兵庫県交通安全室

状態別死者数(令和元年5月末現在)

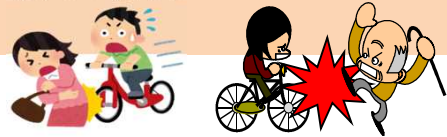
年齢\区分		合計	自動車	自二輪	原付	自転車	歩行者
合計	元年	45	16	4	2	7	16
	構成率	100.0	35.6	8.9	4.4	15.6	35.6
	30年増減数	59 -14	16 ±0	8 -4	3 -1	2 +5	30 -14

5月末現在、死者数45名のうち、**7名(前年対比+5)**が**自転車**で交通事故にあい、命を落としています。

自転車の交通安全

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
(・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車保険入ってますか？

兵庫県内で自転車を利用する場合、**保険等**に加入しなければなりません。

※保険等・自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

例・・・【個人利用向け】自転車保険、火災保険、傷害保険等に付帯する個人賠償責任保険、共済、ひょうごのけんみん自転車保険、TSマーク付帯保険等
【事業者向け(業務利用)】施設所有管理者特約条項を含む業務用賠償責任保険、TSマーク付帯保険等

夏

の交通事故防止運動

運動期間: **7/15(月) >>> 7/24(水)**

推進テーマ

「みんなでつくる 通学路の 交通安全」
「思いやる 気持ちで守る 高齢者」

運動重点

- ① 子供と高齢者の交通安全
- ② 自転車の交通安全
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7/15(月)は…

- ・交通安全意識を高める日
- ・高齢者交通安全の日
- ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日